

# 「東日本大震災の被災者に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」 有効期限(2015年3月31日)の延長について

○「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(以下「震災特例法」という。)が2015年3月31日をもって失効する。

## 1 「東日本大震災法律援助事業」とは

・東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く。)の区域における被災者を対象として、日本司法支援センターが実施する民事法律扶助業務に付随する形で「東日本大震災法律援助事業」が創設された。

・通常の民事法律扶助業務に比し、

- ①援助を受ける被災者の**資力の状況を問わない。**
- ②対象事件の範囲も**裁判外紛争解決手続や行政不服申立手続まで拡大。**
- ③立替金の**償還・支払いも事件継続中は猶予。**

⇒被災者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなった。

## 2 東日本大震災の発生から3年が経過

⇒被災地の復興はまだ途上にあり、未だ多くの被災者が避難生活を強いられている

・補償や賠償等の問題は、被災者の生活再建にとって必要かつ重要であり、**法による合理的かつ迅速な紛争解決のためには、法律相談援助、代理援助等はますますその必要性が増大**することが見込まれる。

・実績

<法律相談援助件数>

2012年度(平成24年度)で4万2981件(岩手県7424件、宮城県1万8675件、福島県9564件)

2013年度(平成25年度)で4万8418件(岩手県8916件、宮城県1万9789件、福島県1万583件)

<代理援助件数>

2012年度(平成24年度)で2699件(岩手県74件、宮城県323件、福島県390件)

2013年度(平成25年度)で2267件(岩手県37件、宮城県203件、福島県174件)

・震災特例法が2015年3月31日で失効すると、震災後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者の生活再建に水を差すことになりかねない。

<今後、問題になると考えられる例>

仮設住宅からの退去、  
新居への移転を進める  
中での換地や補償に関  
する法的問題

左記の前提となる相  
続、住宅ローン問題

福島第一原子力発  
電所の事故に関する  
賠償問題

**震災特例法の有効期限(2015年3月31日)  
をさらに3年間延長を!**

## 東日本大震災法律援助事業と民事法律扶助業務との主な違い

	東日本大震災法律援助事業	民事法律扶助業務
利用者(対象者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者であること(資力は問わない) 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害)に際し、災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域(東京都の区域を除く)に、平成23年3月11日において、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人</li> </ul>	収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下であることが必要(資力要件)
代理事件の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震災に起因する事件の以下の手続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事、家事、行政に関する裁判所の手続</li> <li>・裁判外紛争解決手続(ADR)</li> <li>・行政不服審査等の行政手続</li> </ul> </li> </ul>	民事、家事、行政に関する裁判所の手続のみ
償還(返済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事件終了時から(事件進行中は猶予)</li> </ul>	原則、事件開始時から(事件進行中も原則償還)

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限の延長を求めめる要望書

2014年（平成26年）6月20日  
日本弁護士連合会

## 第1 要望の趣旨

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（2012年（平成24年）3月29日公布法律第6号）の有効期限をさらに3年間延長する旨の法律改正を行うよう要望する。

## 第2 要望の理由

1 本要望書は、いわゆる限時法である「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（2012年（平成24年）3月29日公布法律第6号。以下「本特例法」という。）が2015年（平成27年）3月31日をもって失効するのに備え、その有効期限をさらに3年間延長するよう求めるものである。

2 2014年（平成26年）3月で、東日本大震災の発生から3年が経過した。この間、被災地住民、被災者、被災自治体及び国の関係機関の努力により復興は徐々に進んでいるものの、その進捗は十分とはいえない。

2014年（平成26年）3月10日の朝日新聞の報道によると同日現在で、避難者数は全国で26万7419人（被災3県では岩手県3万4847人、宮城県8万9882人、福島県8万5589人）にも上り、仮設住宅入居戸数も全国で10万4050戸（被災3県では岩手県1万5083戸、宮城県3万7283戸、福島県3万7696戸）で、未だ多くの被災者が避難生活を強いられている。

他方、同報道によると、災害公営住宅完成戸数の進捗率は、岩手県で9.7%、宮城県で9.0%、福島県で8.6%と遅れが目立つ。

また、福島第一原子力発電所の事故は、放射能による被害が多種多様であり、かつ広範に及んでいる実態から、その被害の全容は、今後、さらに明らかになるものと思われ、賠償問題につき法的紛争に発展する可能性が高い。

このように、未だ多くの被災者が応急仮設住宅等での避難生活や県外での避難生活を余儀なくされており、発災前のかつての生活と同等の生活を取り戻す

までに至っていない。

3 当連合会は、東日本大震災発生直後、被災3県の弁護士会を始め、各地の弁護士会、弁護士会連合会及び日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）と協力の上、被災者に対する電話での法律相談を開始し、また、被災3県での面談相談を行い、被災者が抱える法的問題やニーズの把握に努め、これら実態の把握を基に、国・自治体等の関係機関に対し、復旧・復興に向けた様々な措置や取組を求めてきた。

4 そのような取組の中で、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があること、給付制ではなく償還制を前提とした立替制度に過ぎないこと、対象事件から行政手続が除外されていることなど、制度の限界が弁護士へのアクセスと法的問題の解決の障害となっていることが明らかとなった。

5 当連合会は、このような問題について、2011年（平成23年）5月27日の第62回定期総会において「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」を採択し、被災者があまねく法的支援を受けようができるようにするための民事法律扶助制度の拡充を求めた。また、同年12月14日に「東日本大震災等の被災者への『法的支援事業』特別措置法の制定を求める会長声明」を発表し、東日本大震災等の被災者支援のため、(1)資力で被災者を選別しない法的支援事業の創設、(2)民事裁判に限定されない柔軟な支援の実現、などを内容とする「法的支援事業」特別措置法の制定を求め、その実現に向けた取組を行ってきた。

さらに、被災地の自治体や弁護士会からも被災者の法的支援に対応する法整備を求めざるを得ず、2012年（平成24年）3月23日に、本特例法が成立した。

6 本特例法は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における被災者を対象として、法テラスが実施する民事法律扶助業務に付随する形で「東日本大震災法律援助事業」を創設したものである。

残念ながら、当連合会が求めた立替費用の給付制などは盛り込まれなかったものの、従来の民事法律扶助業務に比し、①援助を受ける被災者の資力の状況を問わず、②対象事件の範囲も裁判外紛争解決手続や行政不服申立手続まで拡大し、③また、立替金の償還・支払も事件継続中は猶予するものであり、被災者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなった。

7 本特例法に基づき、当連合会並びに各弁護士会及び弁護士が行った法律相談援助は、2012年度（平成24年度）で4万2981件（被災3県と言われる岩手県全体で7424件、宮城県全体で1万8675件、福島県全体で95

64件のほか茨城県全体で4555件、栃木県全体で1387件)、2013年度(平成25年度)で4万8418件(同岩手県8916件、宮城県1万9789件、福島県1万5833件のほか茨城県5802件、栃木県1955件)に上る。また、代理援助件数は、2012年度(平成24年度)で2699件(同岩手県74件、宮城県323件、福島県390件のほか東京都1694件、山形県119件)、2013年度(平成25年度)で2267件(同岩手県37件、宮城県203件、福島県174件のほか山形県1087件、東京都366件、新潟県314件)に上る。書類作成援助件数は、2012年度(平成24年度)で8件(同宮城県4件、福島県2件)、2013年度(平成25年度)で13件(同宮城県2件、福島県6件)に上る(以上、2013年度(平成25年度)の数値は2014年(平成26年)5月13日現在の速報値である。)

詳細は、法テラスが取りまとめた資料1及び資料2のとおりであるが、未だ被災者の生活再建に向けた法律相談援助、代理援助等の需要は多く存在することを示している。

そして、被災3県の弁護士会及び2013年度(平成25年度)に本特例法に基づく法律相談、代理援助又は書類作成援助の件数が30件以上ある法テラス地方事務所のある都道府県にある弁護士会に本特例法の有効期限の伸長の是非につき意見照会をしたところ、大半の会で、引き続き本特例法の適用による法律相談援助、代理援助及び書類作成援助が必要である旨の意見を述べている。

なお、代理援助については、震災起因性という要件が援助の要件として必要とされるため、本特例法に基づく利用は少なくなっており、また、償還制が利用を躊躇させる一因となっていると思われる、代理援助を求める潜在的ニーズとしては数値以上のものがあるものと思われる。

8 以上のように、本特例法に基づく法律相談援助、代理援助及び書類作成援助の必要性は、本特例法施行後3年を経ても、増大することはあっても、その必要性が消滅することはない。

しかるに、本特例法附則第3条第1項では、「この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、2015年(平成27年)3月31日に同法は効力を失い、被災者は同法に基づく法律相談援助、代理援助及び書類作成援助を受けることができなくなる。

しかし、前述のとおり、被災地の復興はまだ途上にある。

今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するもの

と思われ、また、原発被害に対する賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打切りに対する訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益から各種不動産賠償に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われる。

これら補償や賠償等の問題は、被災者の生活再建にとって必要かつ重要であり、かかる問題に対し、法による合理的かつ迅速な紛争解決のためには、法律相談援助や代理援助はますますその必要性が増大することが見込まれる。

そのため、本特例法が2015年(平成27年)3月31日で失効すると、震災後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者の生活再建に水を差すことになりかねない。

なお、本特例法が2015年(平成27年)3月31日に失効すると、その後は一般の民事法律扶助制度で対応することになるが、被災地において防災集団移転促進事業等による被災者の住居確保が本格化するのはむしろ今後であり、そうした状況において、被災によって身内や自宅を失った被災者が地震保険等による保険金、災害弔慰金、義援金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなると、それがあつた事実、本特例法が制定・施行されるまでは被災地臨時出張所などでそうした事例が多数存した。そうした被災者の生活状況の特性を考慮すると、民事法律扶助制度とは別に本特例法による制度を引き続き維持することが必要である。

9 そこで、本特例法の有効期限を2018年(平成30年)3月31日まで伸ばすべく、前記要望の趣旨記載のとおり要望する次第である。

なお、当連合会は、従前から、本特例法のような限時法ではなく、恒久法の制定を求めてきたところではあるが、本特例法の有効期限が余ところあと1年を切った現時点の状況を踏まえ、被災者救済の観点から、本特例法の有効期限の延長を求めらるものであり、今後、さらに、恒久法の制定の是非につき検討されるよう、併せて要望する次第である。

以上

#### 添付資料

- ・資料1 平成24年度 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数(日本司法支援センター)
- ・資料2 平成25年度 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数(日本司法支援センター・平成26年5月13日現在速報値)

平成24年度 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数

地方事務所	震災 法律相談援助	震災 代理援助	震災 書類作成援助
東京	258	1,694	0
神奈川	60	5	0
埼玉	44	1	0
千葉	164	7	1
茨城	4,555	45	0
栃木	1,387	3	0
群馬	1	0	0
静岡	2	0	0
山梨	14	1	0
長野	1	1	0
新潟	306	1	0
大阪	14	2	0
京都	28	0	0
兵庫	6	3	0
奈良	0	0	0
滋賀	3	1	0
和歌山	1	0	0
愛知	1	0	0
三重	4	0	0
岐阜	3	0	0
福井	4	11	0
石川	2	0	1
富山	4	0	0
岐阜	11	6	0
山口	0	0	0
岡山	8	3	0
鳥取	0	0	0
島根	0	0	0
福岡	0	0	0
佐賀	1	0	0
長崎	0	0	0
大分	9	0	0
熊本	3	1	0
鹿児島	3	0	0
宮崎	1	0	0
沖縄	8	1	0
宮城	18,675	323	4
福島	9,564	390	2
山形	235	119	0
岩手	7,424	74	0
秋田	10	0	0
青森	160	2	0
札幌	0	1	0
函館	2	0	0
旭川	3	4	0
釧路	0	0	0
香川	0	0	0
徳島	1	0	0
高知	0	0	0
愛媛	1	0	0
計	42,981	2,699	8

平成25年度 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数

地方事務所	震災 法律相談援助	震災 代理援助	震災 書類作成援助
東京	80	366	0
神奈川	12	3	0
埼玉	15	10	1
千葉	310	0	0
茨城	5,802	19	0
栃木	1,955	4	1
群馬	5	4	1
静岡	3	2	0
山梨	5	1	0
長野	0	0	0
新潟	248	314	0
大阪	9	2	0
京都	6	0	0
兵庫	5	2	0
奈良	0	0	0
滋賀	2	1	0
和歌山	4	1	0
愛知	1	0	0
三重	1	0	0
岐阜	2	1	0
福井	0	0	1
石川	3	1	0
富山	8	3	0
山口	0	0	0
岡山	2	0	0
鳥取	7	5	0
島根	0	0	0
福岡	0	0	1
佐賀	0	0	0
長崎	0	0	0
大分	5	11	0
熊本	0	0	0
鹿児島	5	1	0
宮崎	3	1	0
沖縄	5	1	0
宮城	19,789	203	2
福島	10,583	174	6
山形	452	1,087	0
岩手	8,916	37	0
秋田	3	0	0
青森	167	3	0
札幌	2	8	0
函館	3	0	0
旭川	0	0	0
釧路	0	1	0
香川	0	0	0
徳島	0	1	0
高知	0	0	0
愛媛	0	0	0
計	48,418	2,267	13

※平成26年5月13日現在速報値